

協定項目 23 - 20号資料

コミュニティ施策の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、新しいまちづくりに市民が積極的に参加する環境をつくるには、幅広いコミュニティ施策の推進を図る必要がある。

2 提案の理由

コミュニティ活動への積極的な支援と市民のボランティア活動への参画を推進するためのコミュニティ施策への取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

岐阜県東濃西部合併協議会（平成17年3月目標 新設合併）

新市において、住民との協働のまちづくり及び安心して暮らせるまちづくりを引き続き推進するため、次のとおりとする。

- 1 自治組織については、3市1町の自治会等の実情を尊重しながら、合併時に統一できるように調整に努め、引き続き充実を図る。
- 2 地域まちづくり組織と市民活動団体等の支援については、引き続き支援を図る。

岡山県邑久郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- 1 自治会・コミュニティ組織は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、審議会等を設置し、統一に向けた検討を行う。
- 2 コミュニティ推進助成事業は、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併時に要綱を制定し、実施する。
- 3 集会所、放送施設助成事業は、長船町の例をもとに合併時に要綱を制定し、実施する。

岐阜県海津郡3町合併協議会（平成16年3月29日目標 新設合併）

- 1 自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時にできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

愛媛県新居浜市・別子山村合併協議会（平成15年4月1日 編入合併）

- 1 コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以降3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市民への文書配布等	<p>1. 目的 ・行政と各公民会等との緊密な連絡・連携を図るため、各公民会長に委嘱</p> <p>2. 委託内容 ○地区行政連絡員(公民会長)・・・339人(委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認(業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域内移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付けで電算出力により配布)</p> <p>3. 対象 ・公民会文書一公民会加入者(公民会未加入者については、広報紙については市公共施設や事業所にラック設置を行い対応。その他個人宛の文書は郵送)</p> <p>4. 委託料等 ・無報酬(ただし、各公民会に対し、公民会文書配布手数料の意味合いをもった公民会補助金をH14年度 68,812,650円支出) (事務事業：行政嘱託員・連絡員と重複)</p>	<p>1. 目的 ・行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3. 対象 (1)依頼先・・・町内92集落自治公民館長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法・・・公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民館長が公民館加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布のみ</p> <p>4. 委託料等(報償) 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1. 目的 ・行政と各公民会の連絡・連携を図るために町内71公民会に公民会長を設置</p> <p>2. 委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3. 対象 (1)依頼先・・・町内71公民会長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法 公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民会長が公民会加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布。</p> <p>4. 委託料 公民会長委託料 平等割 年45,900円 戸数割、距離割は各校民会によって異なる。 公民会活動助成金 各公民会の過去5年間の助成金の平均を当年度助成金額としている。 ※すべて費目は委託料。 平成14年度予算 計15,815,000円</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかるため町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を)</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1. 目的 自治公民館の振興を図るため。</p> <p>2. 委託内容等 自治公民館文書の配布、各種調査依頼及び取りまとめ、その他各種施設の設置要望を町に申請。</p> <p>3. 対象 自治公民館加入者については自治公民館長を通じ全世帯配布。未加入者については配布していない。(文書の内容によっては郵送している。)</p> <p>4. 委託料等 委託料は支出していないが、文書の配布手数料的意味合いを持った振興補助金を支出している。 公民館割 49,200円(年額) 実行班割 38,900円(年額) 戸数割 3,900円(年額) 平成14年度実績 13,046,600円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 ○行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人(委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委嘱料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年/1,445,900円</p>	<p>(組織) 上甌村内7自治体で構成(常会22地区) 自治会長会はなし(自治会長事業) 自治公民館長研修 年2回(教育委員会管轄) 各地区要望は各自治公民館から総務課に提出 各課で検討及び実施</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置。 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 役場から駐在員まで職員が配達または郵送(駐在員) 1. 広報等配布 毎月1回、随時 2. 各種調査依頼・回収及び券金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 ※H13実績 駐在員：戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>・市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	行政嘱託員・連絡員 については、新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
行政嘱託員・連絡員	<p>1 目的 行政と各公民会並びに各地域との緊密な連絡・連携を図るため各公民会長に地区行政連絡員を各校区公民会連絡協議会長に校区公民会連絡協議会長に校区行政連絡員を、地域との連携を図るために、以前支所のあった地域の校区公民館主事に川内市行政連絡員を委嘱。</p> <p>2 内容 ○地区行政連絡員(公民会長)・・・339人 (委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認 (業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域内移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付けで電算出力により配布) (報酬) 無報酬 ○校区行政連絡員(校区公連会長)・・・19人(各小学校区) (委嘱業務) ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 無報酬 ○川内市行政連絡員・・・校区公民館主事12人 19小学校区中、平佐東、水引、永利、峰山、寄田、滄浪、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方 (委嘱業務) ・住民票、戸籍抄本、戸籍謄本、年金現況届の交付申請及び各課への事務連絡 (報酬) 無報酬</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落公民館長を行政連絡員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内92公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内68集落公民館長を連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内71公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年45,900円 戸数割 距離割は各公民会によって異なる。</p> <p>3 入来町での名称 連絡調査事務員</p>	<p>1 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入)</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内32集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内32公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)委託料等 運営補助金として支出している 公民館割 49,200円 実行班割 38,900円 戸数割 3,900円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 ○行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人 (委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委嘱料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年1,445,900円</p>	<p>(目的及び設置) 村政の円滑を図り住民との連携、調和を密接にするため各大字ごとに駐在所長1名及び駐在員若干名を置く</p> <p>(任務) 駐在所長 ・村と当該地区との行政連絡及び調整 ・当該地区における駐在員の統括 ・当該地区における自主防災に関する事項</p> <p>・上記の他、当該地区に関連する事項で村長が依頼した事項</p> <p>駐在員 ・公文書の各世帯への配布及び収集 ・上記のほか、各世帯への連絡事項及び各世帯からの徴収事務 等で村長が依頼した事項 (報酬) 駐在所長 7名×月額62,800円 駐在員 22名×月額18,700円</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置</p> <p>役場連絡員(区長)6名 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 (役場連絡員) 1.村と当該地区との行政連絡及び調整 2.当該地区内における駐在員の統括 3.集会所施設(地区公民館として使用)の使用料徴収 4.その他村長が依頼した事項(駐在員)</p> <p>1.広報等配布 毎週1回、随時 2.各種調査依頼・回収及び募金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 ※H13実績 役場連絡員：6,996,000円/年(6地区分) 駐在員：戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い					
調整方針案	地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度)					
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
地区・校区公民館及び集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティ活動の地域の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中8集会所(※校区公民館併設) ※平佐東、龜山、水引、永利、育英、城上、吉川、満田 ・集会所の管理 地元の公共的団体に管理委託、校区公民館併設のため、経常経費については、社会教育課で計上</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除(平成18年度まで) ※その後は、施設の塗繕めりかえ必要 ・光熱水費 校区公民館併設のため、社会教育課で計上</p> <p>4 使用料 無料</p> <p>5 その他 該当なし</p> <p>※集会所名称(校区公民館併設8) 平佐東集会所(320㎡) 水引集会所(528㎡) 満田集会所(300㎡) 龜山集会所(303㎡) 永利集会所(418㎡) 城上集会所(330㎡) 吉川集会所(219㎡) 育英集会所(392㎡)</p> <p>【参考】 校区公民館(11) 隈本校区公民館 川内校区公民館 平佐西校区公民館 可愛校区公民館 峰山校区公民館 湊浪校区公民館 寄田校区公民館 八幡校区公民館 高来校区公民館 揚成校区公民館 西方校区公民館</p>	<p>上之湯集会所 1. 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2. 内容 3. 維持管理 民間人に管理委託 4. 使用料 月14,000円</p> <p>休養会館 1. 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2. 内容 3. 維持管理 民間人に管理委託 4. 使用料 月42,300円</p> <p>地区公民館 (藤本、野下、温泉区公民館、市比野3区、市比野4区、市比野5・6区、塔之原1区、塔之原2区、塔之原3区、塔之原4区、塔之原5区、倉野)</p> <p>1. 目的 地域住民の社会教育活動及び発展を図るとともに福祉の向上に寄与 2. 内容 3. 維持管理 地区公民館に管理委託 4. 使用料</p>	<p>1. 目的 校区公民館の維持管理 2. 内容 ○校区公民館数 5公民館(副田・清色・大馬越・朝陽・八重) 3. 維持管理 ○公民館の管理 教育委員会が任命した分館長・分館主事が管理 ○公民館の修繕 随時(教育委員給が負担)平成14年度9,030,000円 4. 使用料 無料(社会教育活動以外の使用には使用量を徴収) 5. その他</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置 2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりのまとめ等 3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を) 4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1 目的 住民の親睦と福祉の向上を図る 2. 内容 黒木地区公民館(526㎡) 上手農村研修センター(503㎡) 大村交流館(418㎡) 轟研修センター(350㎡) 蘭牟田農村研修センター(506㎡) 3 維持管理費 維持管理費についてはすべて町費から支出している 4 使用料 徴収していない 5 その他 類似施設該当なし ※集会所名称</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
	<p>【目的】 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設置する。 【自治公民館の名称・内容】 ・蘭上自治公民館 施設の延べ床面積 86,94㎡ ・蘭中自治公民館 施設の延べ床面積 89,82㎡ ・蘭下自治公民館 施設の延べ床面積 117,52㎡ ・村西自治公民館 施設の延べ床面積 94,14㎡ ・村東自治公民館 施設の延べ床面積 82,62㎡ 【使用許可】 自治公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者(村長から管理の委託を受けた自治公民館長をいう。)の許可を受けなければならない。 【使用の条件】 管理者は、自治公民館の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、時間その他自治公民館の管理に必要な条件を付することができる。 【管理の委託】 村長は、自治公民館の管理をその集落の管理者に委託する者とする。ただし、委託料は無料とする。 【その他】 蘭上、蘭中、村西、村東自治公民館には、消防分団の車庫 14,58㎡が併設されている。</p>	<p>【設置目的】 住民の生活全般の便宜を総合的に供することにより、住民が明るい生活を図るため、集会所を設置する。 【管理】 上甌村 【位置・名称】 位置 ①上甌村平良217番地1 上甌村平良生活館 ②上甌村小島1番地2 上甌村保健福祉館 ③上甌村中野911番地5 中野集会所 ④上甌村江石298番地3 江石集会所 ⑤上甌村瀬上827番地4 瀬上集会所 ⑥上甌村桑之浦149番地4 桑之浦住民センター 【使用料】 9時～ 13時～ 9時～ 9時～ ~ 13時 17時 17時 21時 日本間 300 300 500 450 ホール 500 500 1000 750 ※個人又は団体が祝賀会・興行等に使用する 場合 1日につき 4,000円 【維持管理費】 平成14年度 5,251,000円 うち委託料 1,754,000円</p>	<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施、生活改善の推進、保健、福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。 【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。 【対象施設】 ・長浜振興センター 484㎡ ・手打地区公民館 344㎡ ・内川内集会所 142㎡ ・青瀬児童館 397㎡ ・高齢者コミュニティセンター 338㎡ ・高齢者保健福祉館 330㎡ ・中央公民館 633㎡ 【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円 【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>			<p>・地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目		23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案		基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。(合併後3年以内程度)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
基礎自治集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティー活動の地域の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中17集会所 ・集会所の管理 地元の公共的団体に管理委託(公民会9、公民館5、消防後援会2、町民会1、校区公連会6、その他2)</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除(平成18年度まで) ※その後は、施設の塗装めりかえ必要 ・光熱水費 管理委託を受けた地元負担</p> <p>4 使用料 無料(地元で光熱水費等を支払っている集会所は地元以外の利用者からは、使用料を取っている。)</p> <p>5 その他 該当なし ※集会所名称 平佐西集会所(289㎡) 向田集会所(245㎡) 大小路集会所(204㎡) 船間島集会所(98㎡) 京泊集会所(102㎡) 星原集会所(102㎡) 上野集会所(60㎡) 浜田集会所182㎡ 平島集会所(188㎡) 瀬津集会所(290㎡) 川底集会所(168㎡) 土川集会所(90㎡) 吉川集会所(219㎡) 池ノ股集会所(104㎡) 木場茶屋集会所(200㎡) 湯ノ浦集会所(132㎡) 宮里集会所(317㎡)</p>				<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を)</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10.615千円(H14年度)</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
			<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施、生活改善の推進、保健、福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 ・芦浜生活館 169㎡ ・瀬尾地区集会所 165㎡ ・浜田地区集会所 139㎡ ・手打へき地保健福祉館 288㎡ ・子岳へき地保健福祉館 180㎡ ・住民生活センター 224㎡</p> <p>【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円 【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>	<p>集会所建設(維持管理)事業</p> <p>【目的】 集会所の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。 集会室 86平方メートル 事務室他 80平方メートル 計166平方メートル</p> <p>【維持管理費】 50千円</p> <p>【使用料】 無料</p> <p>【対象施設】 ・鹿島村へき地保健福祉館(小牟田地区)</p>	<p>・基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市に移行後、速やかに調整する。（合併後1年以内程度）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
NPO及びボランティア活動に関すること	<p>1 目的 市民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり（ボランティア活動等）の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)市民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成（気運づくり） イ ボランティアの育成（ひとづくり、機会づくり） ウ 環境整備（条件づくり） エ 支援体制の整備（基盤・システムづくり） オ 災害時のボランティア活動（体制づくり） (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・市内のNPO団体（2団体 特定非営利活動法人福祉サポート21）</p>		<p>1 目的 町民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり（ボランティア活動等）の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)町民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成（気運づくり） イ ボランティアの育成（ひとづくり、機会づくり） ウ 環境整備（条件づくり） エ 支援体制の整備（基盤・システムづくり） オ 災害時のボランティア活動（体制づくり） (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・当町では特別に支援等は行っていないが、町内のNPO団体は、ネイチャリングプロジェクト（町内での活動は休止中）と、EJ鹿児島楽楽入来（法人格申請中）が活動。</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する（原則全員加入を）</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10.615千円（H14年度）</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村